令和6年度山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金 募集要項

1 趣旨

自殺は、健康問題、経済・生活問題、家庭問題等、様々な要因が複雑に関係している。県内では、NPO団体、ボランティア団体など様々な民間団体等が自殺の要因となりうる問題の解決に向けた取り組みを行っている。

県内の民間団体等が実施する自殺対策に係る事業を公募し、自殺対策の効果が期待できるものに対して、「山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付し自殺対策の強化を図る。

2 応募できる団体等

山梨県内に主たる事務所又は活動拠点を持ち、県内で活動する民間団体等(営利を目的としない団体で、自発性に基づき、自立的・継続的に自殺対策に係る活動を行う組織体であれば、法人格の有無は問わない。)で、次の基準を全て満たすこと。

- (1)団体の運営に関する規則、会則等に則り、自殺対策に係る事業を的確に遂行できると認められる団体であること。
- (2) 事業の成果報告(収支計算、区分経理)ができること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (4) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (5)暴力団等(山梨県暴力団排除条例第9条に基づく指針に規定)ではないこと。

3 応募できる事業

種目	目的	事業内容	対象経費	補助率
	自殺に関する悩みを抱える者等に	・心の健康等の健康要因に関す	事業実施に必	10/10
	対して、相談会の開催や相談窓口を	る相談会や、自殺の社会的要	要な報酬、賃	
	設置し、経済・生活問題、労働問	因である失業、倒産、多重債	金、給料、職員	
	題、健康問題、家庭問題、孤立等、	務、労働問題等に対する生活	手当等、報償	
	自殺の背景・原因となる様々な要因	相談と併せて行う総合支援	費、旅費、需用	
	について、専門家等が必要に応じて	相談会の開催等	費、役務費、使	
	連携を図りながら相談支援を実施す	・個別相談に対応するための対	用料及び賃借	
	ることにより自殺を未然に防ぐこ	面式の相談窓口の設置や、既	料、工事費(電	
	と、また、自殺に関する悩みを抱え	存窓口の充実等	話・SNS相談	
(1) 対	る者等に対して支援を行っている関	・伴走型支援に対応するための	事業に必要な	
面担	係行政機関等や民間団体等の相談担	相談窓口の設置や、既存窓口	電話回線の工	
面相談事業	当者、家族や友人等が、対応に苦慮	の充実等	事に伴うもの	
事業	する中で孤立し、疲弊することのな	・若者をはじめとする住民の孤	に限る。)、備品	
	いように支援することを目的とす	立予防やメンタルヘルス向	購入費、委託料	
	る。	上を支援するための居場所	(上記の経費	
	なお、児童生徒のみを対象とする	づくり(傾聴サロンの設置、	に限る。)	
	事業は、交付対象としない。	運営等)		
		・生きる力を底上げするため悩		
		みを分かちあえる集い等の		
		設置、運営等		
		・相談担当者や家族等の支援者		
		等への支援 等		
	自殺に関する悩みを抱える者等に	関係行政機関や民間団体が		
	対して、電話やSNSの相談窓口を	実施する電話、メール、WEB、		
	設置し、経済・生活問題、労働問	SNS、無料通話アプリ(アプ		
	題、健康問題、家庭問題、孤立等自	リ間の無料通話機能による電		
(2)	殺の背景・原因となる様々な要因に	話)等による相談事業の実施に		
(2) 電 話	ついて、専門家等が必要に応じて連	係る		
s S	携を図りながら相談支援を実施する	・電話回線の敷設やWEB相談		
N	ことにより自殺を未然に防ぐことを	ベージの開設等		
S 相	目的とする。	・相談対応者の配置、24 時間対		
相談事	なお、児童生徒のみを対象とする	応に係る相談員の増員等		
業	事業は、交付対象としない。	・相談支援コーディネータの配		
		置や相談者へのフォローア		
		ップ等		
		・フリーダイヤルの設置やリス		
		ティング広告の表示 等		

(3)人材養成事業

関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成のほか、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、民生委員や児童委員、地域住民に対して、包括的な生きる支援としての自殺対策の重要性に関する理解を持つ人材等を養成する。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。

生きることの包括的な支援として の自殺対策の重要性に関する国民の 理解が深まるよう、自殺や自殺関連 事象に対する正しい知識を普及啓発 する。とりわけ、悩みを抱えたとき に周囲に対して助けを求めることに 心理的な抵抗を感じさせるような 「弱音を吐くことや多重債務等の悩 みを打ち明けること、精神疾患への 罹患等は不名誉で恥ずかしいもので ある」という間違った社会通念を払 拭することや、自殺に追い込まれる という危機は「誰にでも起こり得る 危機」であって、その場合には誰か に援助を求めることは適切であり躊 躇する必要はないことが社会全体の

共通認識となるよう積極的に普及啓

発を実施する。

- ・関係行政機関等や民間支援団 体等の相談担当者、公衆衛生 や精神保健、福祉等の専門家 など、自殺対策に携わる人材 の養成や、養成研修等への派 遣
- ・これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材の養成や、養成研修等への派遣等
- ・e-ラーニング等を活用した 自団体又は他の民間団体等 の相談担当者への研修の実 施等
- ・シンポジウム、講演会等の開 催等
- ・図書館や公共施設など人が多 く集まる場所でのパネル展 示等
- ・啓発用のカードやパンフレッ ト等の作成・配布
- 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等による広報

4)普及啓発事業

				•
	自殺で親族等を亡くした遺族等に	・学校、職場で自殺が起きた時		
	対する総合的な支援を強化する。と	の遺された家族や関係者に		
	りわけ、自死遺族等が必要とする支	対する支援の促進(自殺発生		
	援情報の提供体制を全国各地で整備	直後の職場における対応マ		
	し、遺族等の自助グループ等の地域	ニュアルや学校の教職員向		
	における活動支援や遺族等への相談	けの自殺発生直後の対応及		
(E)	支援、自死遺児への支援を強化する。	び遺児支援等に関する資料		
(5) 自		の普及)		
死潰		・各地域における遺族等が必要		
族古		とする支援策等に係る情報		
援		提供の推進及びそのための		
機能		体制の整備		
構筑		・遺族等の自助グループ(わか		
死遺族支援機能構築事業		ちあいの会)等の設立や運営		
兼		支援		
		・遺族等への法律面や生活面に		
		おける相談支援		
		・遺児のための総合的な育成支		
		援活動の実施及びそのため		
		に必要な研修や協議等の実		
		施等		
	近年、自殺死亡率について、他の	・若年層 (40 歳未満) に対する	事業実施に必	10/10
	年齢層では減少傾向を示している中	(1)から(4)に掲げる事業	要な報酬、賃	
	にあっても若年層は高止まりを続け	(児童、生徒等を含む若年層	金、給料、職員	
	ており、10代後半から30代の死亡原	が、生活上の困難や心理的ス	手当等、報償	
(6)	因の第一位は自殺という状況が続い	トレスに直面した際、周囲に	費、旅費、需用	
石年	ている。	対して助けを求めることが	費、役務費、使	
層対	こうしたことから青少年、若年層	できる力を身に付けさせる	用料及び賃借	
6)若年層対策事業	の自殺対策は重要な課題であり、青	ための教育や啓発 等)	料、工事費(若	
	少年、若年層の心の健康の保持・増	・中学生以下の者に対する事業	年層対策事業	
	進や良好な人格形成、生活上の困	と併せてその保護者(40 歳	及び災害時自	
	難・ストレスに直面したときの対処	以上を含む。)に対しても行	殺対策継続支	
	方法を身に付けることへの支援等を	う事業	援事業に係る	
	行う。		電話相談事業	
	方法を身に付けることへの支援等を		援事業に係る	

・原則、深夜(22時)から早朝 我が国における自殺は、深夜と早 及び深夜電話 朝にピークを形成しており、当該時 (5 時) にかけて実施する電 相談強化事業 (7)深夜電話相談強化事 間帯に電話相談を実施することによ 話等による相談事業を新た に必要な電話 に実施する際に係る相談対 回線の工事に り、自殺を直前で回避できる可能性 があると考えられることから、当該 応者の配置、増員等 伴うものに限 時間帯における電話相談窓口の設置 る。) 備品購入 を推進する。 費、委託料(上 記の経費に限 る。) 自殺者のうち約2割が自殺未遂経 ・受診時及び入院中の支援とし 験者であり、自殺未遂者の自殺再企 て行う心理や精神保健、保健 図防止は自殺対策においても最重要 福祉や法律等に関する専門 課題の一つである。年間約3万7千 家の配置や派遣 ・受診時及び入院中の支援とし 人が自損行為により緊急搬送されて おり、これらの者が再度自殺を企図 て行う地域の精神科受診や することを防止することで、自殺者 他機関への相談に向けた連 数の減少につなげるため、地域にお 絡•調整 いて自殺未遂者を支援する。 ・退院後の支援として行う相談 8自殺未遂者支援事 窓口の設置、自殺未遂者・自 殺未遂者の家族等向け継続 的訪問相談等 ・自殺未遂者向けのグループワ ークや分かちあいの集い等 への支援 ・保健師や精神保健の専門家、 民間団体の相談員等に対す る自殺未遂者対応のための 研修の実施 ・自殺未遂者支援を目的とした 依存症等の自助グループや その関係者等を対象とした 自殺予防のための啓発や研

修等

(9)ゲートキーパー養成事業

業

自殺総合対策大綱(令和4年 10 月 14 日閣議決定。以下「大綱」という。)記載の以下の内容を踏まえ、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施する。

- ・ゲートキーパーの養成を通じて、 自殺や自殺対策に関する正しい理 解促進の取組を推進する。
- ・自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守ったりする、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。
- ・若者を含め、国民一人ひとりが、 周りの人の異変に気付いた場合に は身近なゲートキーパーとして適 切に行動することができるよう、 必要な基礎的知識の普及を図る。 そのため、全国的にゲートキーパ 一養成の取組を促進すべく、行政 機関や各地域におけるゲートキー パー研修の受講の取組を進める。

- ・民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、弁護士や司法書士等の法律問題に関する専門家、調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い薬剤師や介護関係者など、様々な分野でのゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣
- ・民生委員や児童委員、地域住 民など、地域に密着したゲー トキーパーの養成や、養成研 修等への派遣

大規模な災害の発生時においては、被災者は様々なストレス要因を抱えることとなり、自殺リスクも高まることが予想され、災害の程度によってはそのリスクも長期に及ぶことから、被災者等の孤立防止や心のケアを始めとする各般の支援を継続して実施する。

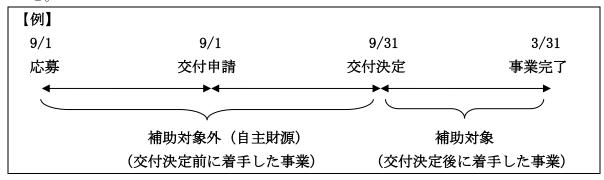
「災害時自殺対策事業」を実施 した後、引き続き対応が必要な 以下の取組

- ・被災者又は避難者に対する自 殺予防のための相談会等の 開催
- ・被災者又は避難者に対する自 殺予防のための傾聴サロン 等の実施 等

	大規模な災害の発生時において	・被災者又は避難者に対する自		
(11)	は、被災者は様々なストレス要因を	殺予防のための相談会等の		
	抱えることとなり、自殺リスクも高	開催		
	まることが予想され、自殺対策の実	・被災者又は避難者に対する自		
	施は極めて緊急性の高い課題である	殺予防のための傾聴サロン		
	ことから、被災者等の孤立防止や心	等の実施 等		
災	のケアを始めとする各般の支援を実			
害時	施する。			
災害時自殺対策事業	原則、災害救助法の適用を受けた			
対対	災害に対する事業とし、実施期間は			
東事	災害発生から一定期間が経過するま			
業	でとする(一定期間とは、原則、激			
	基災害に指定された災害については			
	災害発生から3年経過後の年度末ま			
	で、その他の災害については災害発			
	生から1年経過後の年度末までとす			
	る)。			
	自殺多発地域(ハイリスク地。当	ハイリスク地における看板、	事業実施に必	10/10
	該事業における「ハイリスク地」と	電話、監視カメラ等の設置	要な報酬、賃	
	は、次の①から③の条件を全て満た	ハイリスク地のパトロールの	金、給料、職員	
	す地点(地域)をいう。①比較的立	実施	手当等、報償	
	入が容易な一般の公共の場所である	ハイリスク地における自殺企	費、旅費、需用	
	こと(自宅、勤務先は除く)、②自殺	図者の一時保護	費、役務費、使	
	の場所として利用されやすく、その	・ハイリスク地対策に関わる関	用料及び賃借	
(12)	ような場所として知られているこ	係機関の連携体制の構築 等	料、工事費(ハ	
ハイ	と、③一定期間において、当該場所		イリスク地対	
リス	で発見された自殺者又は自殺企図者		策事業に係る	
ク	が複数人いること。) には、地域住民		工事及び災害	
地対策事業	以外の自殺志願者が集まるという現		時自殺対策事	
策事	状があるため、当該ハイリスク地に		業に係る電話	
業	対する取組を支援する。		相談事業に必	
			要な電話回線	
			の工事に伴う	
			ものに限る。)	
			、備品購入費、	
			委託料(上記	
			の経費に限る	
)	

4 応募できる事業の条件

- (1) 応募する事業が、国、地方公共団体又はそれらの外郭団体等から委託や助成等を受けている事業ではないこと。
- (2) 交付決定前に着手している事業ではないこと。
- (3) 交付決定日から令和6年3月31日までの間に実施され、かつ支払まで完了するものであること。



5 補助金額

1団体等につき 300,000 円以内で知事が必要と認めた額

ただし、ハイリスク地対策事業のうち「ハイリスク地におけるパトロールの実施」及び「ハイリスク地における自殺企図者の一時保護」についてはこの限りではないが、応募前に必ず下記問い合わせ先に相談すること。

6 募集

(1) 応募受付期間

令和6年8月16日(金)まで

(2) 応募書類

補助を受けようとする民間団体等は、以下の書類を各1部、持参又は郵送により提出すること。なお、提出した書類は返却しない。

- ア 実施計画書
- イ 収支予算(見込)書
- ウ 暴力団を排除するための誓約書
- エ 団体に関する書類
 - ① 団体等の概要(別記様式)
 - ② 定款、寄付行為、会則、役員名簿又はこれらに代わるもの
 - ③ 団体等に係る直近の事業報告書(※新たに団体等を立ち上げる場合は不要)
 - ④ 団体等に係る直近の貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)など(※同上)
 - ⑤ その他参考となる資料(団体等のパンフレットやチラシなど)

(3) 選考方法

応募のあった事業について、以下の基準により審査を行い、選考結果は文書により応募者に通知する。

ア 自殺対策に資する事業としての貢献度

- イ 事業計画の具体性及び実現可能性
- ウ 事業を遂行できる確実性(組織体制や自殺対策又はそれに類する活動実績等)

7 選考結果の通知等

- (1) 選考結果は、文書で通知する。
- (2) 採択後の手続き

「山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金交付要綱」に基づき、補助金交付申請を行い、交付決定後に事業着手する。

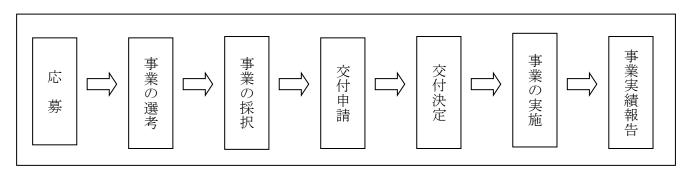
8 提出先・問合せ先

〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1 山梨県福祉保健部健康増進課心の健康担当

TEL 055-223-1495

FAX 055-223-1499

<全体の流れ>



山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

所在地

団体名

代表者名

印

令和5年度山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金の応募について

このことについて、関係書類を添えて応募します。

実 施 計 画 書

団体名	代表者名

① 種 目	
② 事 業 名	
③ 事業実施目的	
及び補助金の	
申請理由	
④ 申 請 額	千円
⑤ 事業内容	
(事業実施スケジュール、	
具体的内容·手法)	

収支予算(見込)書

(1) 収入

区分	金額 (円)	内 訳	
補助金		山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金	
州 切 並		その他()	
会費			
寄 附 金			
その他			
計			

(2)支出

区分	金額 (円)	積 算 内 訳
計		

- ※ 経費区分には、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費 等を記載してください。
- ※ 対象経費の積算内訳を記載した書面を作成し、添付してください。

別記様式

「山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金」応募団体等の概要

令和 年 月 日

	(所在地)	〒
民間団体等の名称	(名 称)	
	(代表者)	
	担当者	
本事業に係る連絡先	住 所	〒
※ 不明な点を問い合わせすることがあります。連絡先を指定してください。	電話/FAX	電話 /FAX
	E-mail	
	(個人宅・	・勤務先・団体事務所)← ○をつけてください

<民間団体等の概要>

く以间凹体守の似女/				
発足 (予定) 年月日		年 月	日	
構成員数(会員数)			名	
		()		()
役員等の氏名		()		()
※ 名簿等の添付で省略可	↑代表、事務局長、会 () 内に記入し [*]		他	名
団体等設立の経緯				
※ 設立のきっかけ、その後の活動について 簡潔に記入してください。				
団体等の目的				
※ 定款、会則等に記載された目的を記入してください。				
主な活動				
※ 定款、会則等に記載された主たる事業を 記入してください。				
	(収入の部)		(支出の部)	
団体等(全体)の年間事業費	会費収入	千円	()	千円
※ 決算報告書等がある場合は、前年の収支	寄附金収入	千円	()	千円
決算等を添付し、ない場合は右欄に記入 してください。	事業収入	千円	()	千円
※ これから活動を始める団体等は、予算を	()	千円	()	千円
記入してください。	計	千円	計	千円
	予算(今年度)・決算	算(前年度)	← ○をつけてくだ	ごさい
申請する事業への他からの補助金・委託の有無	有・無・申請中(甲	申請先:)